

「火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策」及び「火山に関する総合的な調査観測計画」の決定に向けた審議の進め方

令和8年3月18日
火山調査研究推進本部事務局

「火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策」（以下、「総合基本施策」という。）及び「火山に関する総合的な調査観測計画」（以下、「調査観測計画」という。）については、本政策委員会において、令和6年4月の第1回からご議論いただいているところである。

本政策委員会においては、総合基本施策・調査観測計画部会及び調査観測計画検討分科会における検討を経て具体化した、総合基本施策・調査観測計画の案に基づいて、ご議論いただき、現時点での委員会承認案としていただきたい。

今後としては、「総合基本施策」及び「調査観測計画」の本部決定に向けて、次に示す流れで手続きを進める。なお、3月11日から4月10日の予定でパブリック・コメントも開始しており、それを踏まえ必要に応じて、政策委員会を開催することとさせていただきたい。

今後の進め方

- | | |
|-------|--|
| 4月10日 | パブリック・コメント終了 |
| 5月 前半 | パブリック・コメントを踏まえ、必要に応じて、総合基本施策・調査観測計画部会及び調査観測計画検討分科会を開催し、「総合基本施策」及び「調査観測計画」の最終案について審議 |
| 5月 後半 | 部会・分科会の議論を踏まえ、必要に応じて、政策委員会を開催し、「総合基本施策」及び「調査観測計画」の修正案について審議
本部会議を開催し、「総合基本施策」及び「調査観測計画」の最終案について審議 |
| 未 定 | 活動火山対策特別措置法第三十一条第三項に基づき、中央防災会議において「総合基本施策」の最終案に対する意見を聴取し、聴取した意見を踏まえて「総合基本施策」及び「調査観測計画」を本部決定 |